



友達と集まり写真撮影

式 典後には、成人式実行委員会主催によるレセプションが行われました。

レセプションでは、立食形式の飲食物を用意されたほか、ビンゴゲーム等が行われ、新成人たちは、この日のために駆けつけてくれた中学時代の恩師や旧友たちと近況報告や写真撮影等を楽しみながら、楽しいひと時を過ごしていました。



ビンゴゲームを楽しむ新成人



恩師との記念撮影



式典後の記念撮影

成人として旅立つ日

平成30年 美浜町成人式

祝 美浜町成人式

新成人の抱く思い

interview



森 美穂 さん (佐田)

現在、学校に通いながら、イラストや映像を制作しています。今後、成人としての自覚を持って、応援してくれている家族や友人への感謝の気持ちを忘れず、精力的に活動していきたいと思っています。



知場 直人 さん (笹田)

成人式は人生の節目なので、今後、今までお世話になった親や先生に恩返しをしていきたいと思っています。

また、これから就職活動が本格的に始まるので、就職に向けて資格の勉強を進めていきたいです。



村山 穂乃佳 さん (金山)

今日を迎えられたのは両親のおかげなので、まず両親に感謝したいと思います。2年後には大学を卒業して就職するので、「少しずつ両親に恩返ししていきたい」と決断した日となりました。



瀬戸 淳也 さん (佐柿)

現在、大学に進学しているので、卒業後は地元に戻って仕事をして、美浜町に貢献したいと思っています。

また、今年は福井国体が開催されるので、ボート競技に出場して天皇杯をとりたいと思っています。



町のPRを行う町職員



答辞を述べる宮下さん



式典に出席する新成人

1 月7日に、平成30年美浜町成人式がなびあすで行われました。

今年、成人を迎えたのは、平成9年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた96人の方々です。

式には、色鮮やかな振袖や新しいスーツを着た若者たちが出席し、厳粛な雰囲気の中で式典が行われました。

式典では、山口町長をはじめ来賓の方々から新成人へお祝いの言葉が贈られ、その後、新成人を代表して宮下海誓さん(日向)が、「これから成人として、社会の規則・秩序を守るとともに責任ある行動をとっていきます。そして、美浜で生まれたことに誇りを持ち、未来へ向けて一歩一歩、力強く歩んでいくことを誓います」と答辞を述べられました。

答辞の後には、初めての企画として、新成人に町の魅力を知ってもらうことを目的に「すみずみ美浜・ええとこやろ美浜P.P.M(ピンポイントメッセージ)」を行いました。町内産の食材を使用した美浜町ゆかりの店や美浜駅前の活性化、今年開催する国体に関することについて、町の若手職員からPRが行われ、新成人たちは、町の魅力や現在行われている施策について興味深く耳を傾けていました。

美浜のブランド魚 ひびき 若狭美浜寒ぶり・ひるが響

寒ぶりのブランド化

11月に入り冬の寒さが厳しくなる頃、日本海を南下してきたぶりの群れが日向定置網に入ります。冬期のぶりは「寒ぶり」と呼ばれ、回遊と産卵に備えたつぶり脂肪を蓄えているため、脂がのり大変おいしく高値で取引されています。

町では、美浜町漁業協同組合と連携して、冬季期間中に水揚げされる寒ぶりの中で厳しい基準をクリアしたものを「若狭美浜寒ぶり・ひるが響」としてブランド化しました。



↑若狭美浜寒ぶり・ひるが響

- ① 11月下旬～1月に、日向で水揚げされたぶりであること
- ② 活け越し(※1)、血抜き(※2)、神経締め(※3)の処理をしていること
- ③ 重さが8kg以上で、魚体が優れていること

(※1) 活け越し
捕獲したぶりを生かしたまま漁港内の施設で一晚以上安静にすることで、ぶりの興奮状態が落ち着きストレスが取れ、味の落ちる原因になると言われる乳酸が解消します。

(※2) 血抜き
また、胃の中が空っぽになるため、身に移る臭いを防げる等、食材としてベストの状態になります。

(※3) 神経締め
生きてぶりのエラを切り、水槽で泳がせながら脱血させ、次に尾の付け根部分に切り込みを入れて吊るします。これら2段階の血抜き処理を行うと体内の血がほとんどなくなり、生臭さが押さえられ、更に身の透明感が増すため、食材としての付加価値が高まります。

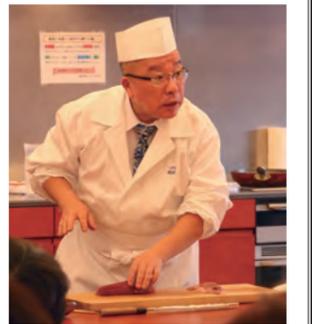
(※3) 神経締め
魚介類は、死ぬと筋繊維が徐々に硬直していきます。硬直が完了するまでは、身はまだ生きています。硬直に近く、鮮度も保たれています。

神経締めをすると、硬直が進行するよりも先に延髄と中枢神経が破壊されるため、新鮮さが長持ちします。

若狭美浜寒ぶり・ひるが響の料理講習会を開催しました

町では「若狭美浜寒ぶり・ひるが響」の美味しい調理法を学ぶことを目的に、1月12日に町内の旅館や飲食業関係者等を対象に料理講習会をなびあすで行いました。講師には、日本料理店「つきち田村」(東京)の主人で、現代の名工(卓越した技能者)にも選ばれている田村隆氏をお迎えして、ひるが響の特徴や部位ごとのさまざまな調理法について実演を交えた解説があり、ぶり大根や照り焼き、磯辺巻き等の料理が披露されました。

参加者は、完成した料理の試食をしながら、ひるが響の特徴や調理法を学んでいました。



↑田村氏による実演



↑若狭美浜寒ぶり・ひるが響ロゴ

冬期間、町内の飲食店や民宿等で刺身やぶりしゃぶ、ぶり大根等のぶり料理を提供しています。ブランドのロゴマークが目印となりますので、尾の先まで丸々と脂の乗った「若狭美浜寒ぶり・ひるが響」を、ぜひ一度ご賞味ください。

※お問い合わせ先
町みはまブランド開拓課(担当・渡辺)
☎32-6714

平成31年1月から

収入保険制度がスタートします

収入保険制度は、農業災害補償法の一部を改正する法律(平成30年4月1日施行)に伴い創設された制度です。すべての農作物を対象に、自然災害による収量減少だけでなく農産物の価格低下等による収入減少も含めた、農業者ごとの収入全体を補填の対象とした保険制度です。

対象者(保険資格者)

- ・青色申告を行い、経営管理を適切に行っている農業者(個人・法人)
- ・平均的な収入を適切に把握する観点から、青色申告を5年間継続している農業者を対象としています
- ・制度導入時は青色申告(簡易な方式を含む)の実績が申請時に1年分あれば加入できます
- ・加入は農業者の選択(任意加入)によります

対象の収入

- ・農業者が自ら生産している農産物(農産物を簡易な加工をしたものを含む)の販売収入全体が対象です。「農業者の所得」ではなく「農業収入金額」を対象としています

補償内容(制度の上限額)

- ・補填の基準となる基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入とすることを基本とし、農業者の経営規模の増減等により、上方または下方修正されます
- ・当年の収入が基準収入の9割(保険+積立)方式の場合、保険方式のみの場合8割を下回った場合に、下回った額の9割が補填されます

保険料・積立金

- ・「保険方式」と「積立方式」の組み合わせを基本としています
- ・「積立方式」への加入の有無は、農業者が選択できます
- ・保険料は掛け捨てです。積立金は補填に使われない限り、翌年に持ち越されます
- ・補償限度額及び支払い率は、農業者が保険料負担を勘案して選択することとなります

- ・保険料＝基準収入×補償限度(※1)×支払率(※2)×保険料率(1%)
- ・積立金＝基準収入×積立幅(1割)×支払率(※2)×0.25
- (※1)：8割を上限に農業者が選択
- (※2)：9割を上限に農業者が選択

類似制度との関係

- ・収入保険制度と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度は、どちらかを選択して加入することになります

平成31年1月から加入する場合のイメージ

平成32年	平成31年	平成30年	
確定申告後(3～6月)	1月～12月(税の収入の算定期間)	12月末	10月～11月
保険金・特約補填金の請求・支払	保険期間	保険料・積立金の納付	加入申請

制度実施のスケジュール

- ・収入保険制度は平成31年1月1日から開始されます。青色申告実績が1年以上ある農業者は、平成31年1月から収入保険に加入できます

※お問い合わせ先

NOSA I 福井若狭支所

(小浜市遠敷49-1-2)

☎0770-565300

町農林水産課(担当・大同厚) ☎32-6706

住民税(町県民税)申告は 2月16日(金)～3月15日(木)まで

■ お問い合わせ先 町税務課(担当・津原) ☎ 32-6702

確定申告及び住民税(町県民税)申告 受付会場・日程

申告受付期間	会場	受付時間
2月16日(金) ～3月15日(木)	町役場 税務課	9:00～11:00
		13:00～16:00

- ※2月22日(木)・23日(金)は、税理士が来庁し、申告の指導や相談に応じます。
- ※福井税務署(福井市春山1-1-54・☎0776-23-2690)では、2月18日(日)及び25日(日)を閉庁日対応として、申告相談及び確定申告の收受を行います。

住民税申告受付会場・日程

申告受付日	会場	受付時間
2月	21日(水)	美浜町耳公民館 13:30～15:00
	22日(木)	佐田公民館 13:30～14:30
		丹生公民館 15:30～16:30
	23日(金)	松原担い手センター 13:30～14:30 美浜町南西郷公民館 15:30～16:30
3月	26日(月)	菅浜農業構造改善センター 13:30～16:00
	5日(月)	新庄山村開発センター 13:30～14:30
	6日(火)	美浜町北西郷公民館 13:30～16:00

- ※この会場では確定申告の受付はできません。確定申告をされる方は、敦賀税務署や町役場に申告書を提出してください。
- ※土地や建物の売買等による譲渡所得があり、確定申告が必要な方は、**敦賀税務署(☎22-1010)**での申告をおすすめします。

町 では、2月16日(金)から平成30年度住民税(町県民税)の申告受付を始めます。住民税(町県民税)申告が必要な方は、期間中に町税務課または最寄りの住民税申告受付会場で、必ず申告を行ってください。

住民税(町県民税)の申告期間
2月16日(金)～
3月15日(木)

- 申告をしなければならない方**
- 平成30年1月1日現在、美浜町に居住し、次に該当する方
 - 平成29年中に所得のあった方が所得が給与や公的年金だけで、支払者から支払報告書が提出されている方や、所得税の確定申告をされた方は、申告の必要はありません。
 - 所得がなくても町役場から申告案内の送付があった方(国民健康保険加入者等)

- 申告に必要なもの**
- 印鑑
 - マイナンバーカード(カードを持っていない方は、通知書と運転免許証等)
 - 平成29年中の収入や必要経費を明らかにする書類(源泉徴収票等)
 - 社会保険料(国民年金保険料等)控除証明書

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)について

平成29年分の申告から、選択により従来の医療費控除に代えて「特定一般用医薬品等購入費」を所得金額から控除できるようにになりました。

次の1～6までのいずれかを受けていることが条件です。

- ① 保険者(健康保険組合や町等)が実施する健康診査(人間ドック、各種健(検)診等)
- ② 町が健康増進事業として行う健康診査(生活保護受給者等を対象とする健康診査)
- ③ 予防接種(定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種)
- ④ 勤務先で実施する定期健康診断【事業主検診】
- ⑤ 特定健康診査(メタボ検診、特定保健指導)
- ⑥ 町が健康増進事業として実施するがん検診

適用を受ける方(※)は、医薬品等の明細書・健康診査等を行った保険者の名称等の記載がある証明書等をお持ちください。なお、特例の適用を受ける場合は、従来の医療費控除の適用を受けることはできません。

(※) 医薬品の支払額から保険金等で補てんされる額を差し引いた額が1万2千円以上

申告期間:2月16日(金)～3月15日(木)まで 所得税の確定申告をお願いします

■ お問い合わせ先 敦賀税務署 ☎ 22-1010

所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日まで

の1年間に生じた所得の金額と、それに対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金等との過不足を精算する手続きです。

申告が必要な方は、税務署または町税務課で期間中に必ず申告書を提出してください。

確定申告をしなければならない方

- 事業をしている方、不動産収入のある方、土地や建物を売った方等で所得の合計額が所得控除の合計額を超える方
- 給与の年収が2,000万円を超える方や、主たる給与以外の給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える方等
- 公的年金等の収入金額が400万円を超える方や、年金所得者で公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える方

確定申告をすれば所得税が還付される方

確定申告の必要がない方でも、次のいずれかに該当し、源泉徴収された税金が納め過ぎになっている場合には、還付を受けるための申告(還付申告)により、納め過ぎた税金が還付されます。

- ① 災害や盗難、横領により住宅や家財等の資産に受けた損害等について雑損控除を受ける場合
- ② 病气やけが等で支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合
- ③ 家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築等をして、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける場合等

確定申告時の注意点

- 平成25年から平成49年まで復興特別所得税(原則として所得税の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することとされています。記載漏れのないようにしてください。

ネットなら便利!! 確定申告

町と税務署では、国税庁ホームページ www.nta.go.jp の「確定申告書等作成コーナー」を活用した申告書の作成と、「e-Tax(国税電子申告・納税システム)」の利用を推進しています。

メリット

- ① 税務署に行く必要がなく、24時間いつでも利用可能です。
- ② 自動計算されるので、計算間違いがありません。
- ③ データを保存すれば、いつでも作業を再開できます。また、保存したデータは翌年以降も利用できます。

※e-Taxを利用して送信する場合、事前に開始届出書の提出、個人番号カードまたは住民基本台帳カードやICカードリーダライタの購入等の事前準備が必要です。

- 生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料、旧長期損害保険料等の支払証明書
 - 医療費控除を受ける方(※)は、医療費の領収書(明細の分かるもの)
 - (※) 医療費の支払額から保険金等で補てんされる額を差し引いた額が10万円以上(所得の5%が10万円以下の方はその金額)
 - 「医療費控除の明細書」の添付が簡略化されました
- 平成29年分の申告から、医療費の領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。
- ※ 明細書に記載の医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。)
 - ※ 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細書の記入を省略できます。(医療費通知とは、医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、所定の事項が記載されたものをいいます。)
 - ※ 平成29年分から平成31年分までの申告については、医療費の領収書の添付または提示によることもできます。

美浜町人事行政の運営等の 状況を公表します

8. 職員手当 (平成29年度分)

区分	内容
扶養手当(月額)	配偶者 10,000円 その他扶養親族 6,500円~10,000円 ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの子1人につき、5,000円を加算
住居手当(月額)	世帯主である職員に借家12,000円を超える家賃の額に応じ、最高27,000円まで
通勤手当(月額)	<通勤のため公共交通機関等を利用> 1ヶ月当たりの通勤に要する運賃等の額に相当する額(運賃等相当額)が ①55,000円以内の場合→運賃等相当額 ②55,000円を超える場合→55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額 <通勤のため自動車を利用> 通勤距離2km以上で距離に応じて2,000円から31,600円まで
宿日直手当(1回)	4,200円 ※5時間未満の勤務の場合 1回2,100円
管理職手当(月額)	・課長級 49,500円・57,800円 ・参事級 39,700円 ・総務課長補佐 29,700円・31,700円

9. 特別職の給料、報酬等 (平成28年度分)

区分	町長	副町長	教育長	議長	副議長	議員
給料・報酬月額	850,000円	670,000円	560,000円	300,000円	245,000円	235,000円
期末手当月数	3.25月分			3.1月分		

期末手当は、給料・報酬月額に役職加算を乗じたものを基礎額とします。

※上記の公表金額は、税や各種保険料等を引く前の金額で、いわゆる手取り額ではありません。

10. 部門別職員数 (平成29年4月1日現在)

区分	職員数		対前年増減数	
	平成28年度	平成29年度		
一般行政	議会	3	3	
	総務	47	47	
	税務	9	8	▲1
	労働			
	農水	8	8	
	商工	8	8	
	土木	7	8	1
	民生	50	50	
	衛生	16	17	1
	小計	148	149	1
特別行政	教育	28	27	▲1
	消防			
	小計	28	27	▲1
合計	176	176		
公営企業等	病院			
	水道	5	5	
	下水道	2	2	
	交通			
	その他	8	8	
	小計	15	15	
総合計	191	191		

※条例に定められている職員定数は250人

11. 職員数の推移状況 (4月1日現在)

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
職員数	187人	187人	191人	191人
対前年増減数	▲5	0	4	0

町では、人事行政について、町民の皆さんに運営状況を明らかにしながら、更なる適正化を進めています。
条例や町議会における予算の審議を通じて公表していることとあわせて、町民の皆さんにより一層ご理解いただくため、今月号では人事行政の運営等の状況をお知らせします。

※お問い合わせ先
町総務課(担当・片山) ☎32-6700

1. 人件費 (普通会計決算) 人口は平成29年3月31日現在

区分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	人件費(B)	人件费率(B/A)	27年度(参考)
28年度	9,774人	108億4,759万円	13億9,177万円	12.8%	14.7%

※普通会計とは、一般会計に診療所事業特別会計と道路用地取得事業特別会計を加えたものです。

2. 職員給与費 (普通会計決算)

区分	職員数(A)	給与費			1人当たり 給与費(B/A)	
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
28年度	176人	6億723万円	9,187万円	2億3,028万円	9億2,938万円	528万円

※特別職及び公営企業等会計部門を除く。

3. ラスパイレス指数

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
ラスパイレス指数	93.5	92.9	93.7	93.2

※ラスパイレス指数とは、国の給料を100とした場合における美浜町の給料の指数です。

4. 初任給 (平成29年4月1日現在)

区分	美浜町	福井県	国
大学卒	167,600円	184,800円	178,200円
高校卒	146,100円	150,500円	146,100円

5. 学歴・経験年数別平均給料月額 (平成29年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	237,267円	290,500円	326,833円
	高校卒	219,300円	243,050円	289,350円

6. 平均給料月額及び平均年齢 (平成29年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	294,295円	338,462円	40.5歳

※給与月額は、給料月額に職員手当の額を加えたものです。

7. 期末・勤勉手当 (平成28年度支給割合)

区分	6月期	12月期	計
期末手当	1.225月分	1.375月分	2.6月分
勤勉手当	0.85月分	0.85月分	1.7月分

食品ロスを減らすために② ～容器包装が食品ロスを減らす～

広報みはま平成29年12月号では、製造メーカーや小売店の取り組みとして「『3分の1ルール』の見直し」や「賞味期限の表記の変更」を紹介しました。

今月号では、包装メーカーによる食品ロス削減の取り組みを紹介します。

※お問い合わせ先
町住民環境課(担当・藤村) ☎32-6703

美浜の環境 シリーズ 107 environment

容器包装に係る問題点とその対策

問題点	対策とその効果
鮮度保持	びんタイプの醤油は開栓後、酸化が始まるため、30日程度での消費が推奨されている。 
賞味期限の延長	使い切る前に賞味期限が過ぎてしまう。 酸素を通さない能力の高いフィルムを使用し、製品の酸化を防ぐことで、食品によっては賞味期限が年単位で延長した。 
小分け・個包装	食パンやハム等、単身世帯では一度に消費しきれない量が入っている。 鍋つゆの素が液状のため、開封後は、人数に関係なく使い切れないといけない。 1パックあたりの入数を少なくした「食べきりサイズ」を販売。また、キューブ状の鍋つゆの素を開発し、1人前(キューブ1個)ずつ個包装化することで、最後まで食べることが可能となった。 
内容物の分離性向上	ヨーグルトの蓋を剥がす際に蓋にヨーグルトが付着。 わさびや生姜等のチューブ容器で出口付近に内容物が残ってしまう。 蓋に撥水性機能を有する材料を使用し、食品の付着を防止。また、チューブ容器の口部分をなで肩にして、中身を最後まで絞り出しやすい形に改良したことで、食品ロスを削減。 
輸送時の損傷軽減	青果物の輸送中に細かい傷がついて傷みやすくなる。 角が尖っている包装は、流通時に商品同士の突き刺しによる破損が起こる。 青果物を保護する機能性容器を開発し、また、包装の角に丸みをつけるように製造ラインを改善することで、流通段階での破損や損傷による廃棄や返品を削減。 
その他	従来の小麦粉はダマになりやすく、具材にまぶした時にムラができる。 独自の製法で、ダマになりにくい小麦粉を開発したことで、無駄なく使用できるようになった。 また、外字フィルムに印字する文字を消えにくくすることで、家庭での賞味期限誤認による廃棄が低減された。 流通時、印字部分への接触で賞味期限の文字が消える。

現在、町から出る可燃ごみには、まだ食べられるのに捨てられている食品が多く含まれています。食品ロスが発生する原因の一つとして、容器の形状上、長期保存が難しく賞味期限までに使い切れない場合や、一度に消費しきれない量が入ってお

り、残った分を廃棄せざるを得ない場合等があります。包装メーカーでは、問題解決のため新たな容器包装資材の開発やパッケージの構造の工夫、またはこれら複数の取り組みを組み合わせるといった容器包装の改良を行い、食品ロスの削減に努めています。これらの取り組みは、大きく分けると次の6つになります。

食品ロスの削減に繋がる容器包装

普段の買い物から食品ロス削減への関心を

12. 職員採用候補者試験の実施状況(平成28年度分)

①一般試験

種類	試験区分	公告日	申込受付期間	試験日		最終合格発表日
				第1次試験	第2次試験	
高校卒業程度	事務	平成28年7月1日	平成28年7月20日～8月10日	平成28年9月18日	平成28年10月30日	平成28年11月16日
	保育士					
	土木技師					

種類	試験区分	採用予定数	申込者数	第1次試験		第2次試験		競争倍率
				受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	
高校卒業程度	事務	1	8	7	4	4	1	7
	保育士	1	3	3	2	2	2	1.5
	土木技師	1	0	0	0	0	0	-
	計	3	11	10	6	6	3	3.3

②社会人採用試験(美し美浜創造枠)

種類	試験区分	公告日	申込受付期間	試験日		最終合格発表日
				第1次試験	第2次試験	
高校卒業程度	事務	平成28年10月21日	平成28年10月24日～11月11日	平成28年11月27日	平成28年12月25日	平成28年12月27日
	土木技師					
	社会福祉士					
	保健師					

種類	試験区分	採用予定数	申込者数	第1次試験		第2次試験		競争倍率
				受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	
高校卒業程度	事務	1	8	7	4	4	2	3.5
	土木技師	1	2	2	1	1	1	2
	社会福祉士	1	1	1	1	1	1	1
	保健師	1	1	1	1	1	1	1
	計	4	12	11	7	7	5	2.2

13. 職員の勤務時間等の状況(平成28年度分)

勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで
休憩時間	正午から午後1時まで

※公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員(保育園等)は、上記以外の勤務時間の割り振りとなります。

14. 職員の分限処分及び懲戒処分の状況(平成28年度分)

□分限処分の状況

降任	免職	休職	降給	合計
0人	0人	3人	0人	3人

※分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の観点から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行う処分のことをいいます。

□懲戒処分の状況

戒告	減給	停職	免職	合計
0人	0人	0人	0人	0人

※懲戒処分とは、職務上の義務違反等公務員としてふさわしくない非行がある場合に行う処分のことをいいます。

15. 職員の福祉及び利益の保護の状況(平成28年度分)

□職員の健康管理の状況

職員の健康の保持増進を目的とした健康診断等の厚生事業は、労働安全衛生法等に基づき実施しています。

健康診断・検診名	受診者数	決算額
定期健康診断	214人	1,855,118円
人間ドック	38人	

□公務災害発生状況

職員が工作中や通勤途中でけがをしたり、仕事の原因で病気になったりした時は、原則として公務災害として取り扱います。

町長部局	議会事務部局	教育委員会事務部局	左記以外	計
1人	0人	0人	0人	1人

※その他の詳細な項目については、町のホームページで公表しています。

町ホームページ <http://www.town.mihama.fukui.jp/>